

## **「ジョブカフェ愛 work」の周知に係るCM動画制作業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領**

この要領は、「ジョブカフェ愛 work」の周知に係るCM動画制作業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるもので、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

### **1. 趣旨**

愛媛県が平成16年度に設置した愛媛県若年者就職支援センター（通称：ジョブカフェ愛 work）は、設立時の「就職氷河期」から現在の「売り手市場」へと変化する時代の課題に対応しながら、本県の将来を担う若者の就職支援と定着に取り組んできた。

近年では、就職しやすい環境にある一方で、仕事への理解や関心が不足したまま就職し、早期離職に至るケースが散見されており、若者のキャリア教育やキャリア形成支援へのニーズは一層高まっている。

このような状況を踏まえ、より多くの方にジョブカフェ愛 workをご利用いただくためには、若者の就職とキャリア形成を包括的に支援するジョブカフェ愛 work の役割を改めて周知し、認知いただく必要があると考えている。

については、認知度の更なる向上を図るために、CM動画を作成することとし、本業務を効果的かつ効率的に実施するため、企画提案募集（公募型プロポーザル方式）により受託事業者を選定し、委託することとする。

選定に際しては、経費面のみならず、企画提案内容、人員体制、仕様書への反映度などを総合的に評価・判断することとする。

### **2. 事業の概要**

#### **(1) 名称**

「ジョブカフェ愛 work」の周知に係るCM動画制作業務

#### **(2) 内容**

別添「『ジョブカフェ愛 work』の周知に係るCM動画制作業務委託仕様書」のとおり

#### **(3) 納入期限**

契約締結の日から令和8年2月13日（金）まで

#### **(4) 委託料上限額**

2,000千円（消費税及び地方消費税額を含む）

### **3. 企画提案公募参加資格**

本企画提案に参加しようとする者は、当該業務を的確に遂行する能力を有する民間団体等であり、次の(1)～(8)までの全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て及び会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 企画提案書の提出期限の前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡

- りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 本事業を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。

#### 4. 参加申込書等の提出

(1) 提出物

- ア 参加申込書（様式 1）  
イ 受託業務実績表（様式 2）  
ウ 法人・団体の概要書（様式 3）

(2) 提出期限

令和 7 年 12 月 12 日（金）17 時（必着）まで

(3) 提出方法

電子メールにより「12. 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。  
また、電子メールの送信後、電話にて受信確認を行うこと。

(4) その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、令和 7 年 12 月 24 日（水）17 時までに、辞退届（様式 4）を電子メールにより「12. 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

また、電子メールの送信後、電話にて受信確認を行うこと。

#### 5. 説明会

企画提案公募（プロポーザル）の実施に際して、説明会を開催します。（参加任意）

- (1) 日 時：令和 7 年 12 月 5 日（金）16 時～17 時  
(2) 方 法：Zoom を使ったオンラインで実施  
(3) 参加申込：参加希望者は、令和 7 年 12 月 4 日（木）17 時までに、企業名、担当者名、連絡先（メールアドレス）を入力し、電子メールにより「12. 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

#### 6. 質問票の提出

(1) 受付期間

令和 7 年 12 月 17 日（水）17 時（必着）まで

※受付期間後の質問は一切受け付けられません。

(2) 提出物

質問票（様式 5）

(3) 提出方法

電子メールにより「12. 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。  
※なお、郵送、FAX、電話又は口頭による質問は受け付けない。  
また、電子メールの送信後、電話にて受信確認を行うこと。

(4) 回答方法

回答は令和 7 年 12 月 19 日（金）までに、全参加者に電子メールにて行う。  
ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。  
なお、質問の趣旨について、質問者へ問い合わせを行うことがある。

## 7. 企画提案書等の提出

### (1) 提出物・提出部数

- ア 企画提案提出書（様式6）1部
- イ 企画提案書（任意様式）正本1部、副本5部（副本は正本の複写可）
- ウ 見積書（任意様式）正本1部、副本5部（副本は正本の複写可）
- エ その他提案内容を説明する資料（任意様式。必要に応じて提出可。）  
正本1部、副本5部（副本は正本の複写可）

### (2) 提案書の表紙には、以下の内容を記載すること。

#### ア 宛名

一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構 代表理事 服部 正

#### イ 標題

「ジョブカフェ愛 work」の周知に係るCM動画制作業務 企画提案書

#### ウ 提出年月日

#### エ 社名及び責任者の氏名・連絡先

### (3) 作成方法

ア 形式は、原則としてA4版タテ、横書き、左綴じとし、各ページ下にページ番号を付すこと。

イ 内容は次の事項を含めること。

#### ①実施内容及び方法

- ・企画提案内容は、仕様書に準拠すること。
- ・「CM動画」の提案は絵コンテで可とする（企画提案時の動画の作成は不要）。
- ・本事業の効果的、効率的な実施を裏付ける材料があれば、具体的に記載すること。

#### ②実施スケジュール

- ・可能な限り具体的なスケジュールを記載すること。

#### ③事業の実施体制

- ・法人の組織図及び人員体制（既存資料で可）、本事業を担当する職員の体制（人数、指揮系統等）とその業務の内容を記載すること。

#### ④事業費内訳（見積書：任意様式）

- ・製作費、旅費、消耗品費等の区分別に記載し、内訳を詳細に記載し、総額は消費税及び地方消費税を含むものであること。

ウ 更なる成果の向上に資する追加提案がある場合は、具体的に記載すること。

### (4) 提出期限

令和7年12月23日（火）17時まで

### (5) 提出方法

持参又は郵送により「12. 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

また、郵送等の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

### (6) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。

イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1名につき1案のみとし、複数の提案はできない。

エ 経費の積算にあたっては、地域の水準等を踏まえ適正な価格で積算すること。

オ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合、選定審査会の委員に個別に接触

した場合、及び選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合は、失格とする。

カ 事業で得た財産及び成果物等に係る権利は、一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構に帰属する。

キ 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

ク 提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第3者の権利の対象になっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

## 8. 契約候補者の選定方法等

### (1) 審査方法

受託候補者選定のための審査会を設置し、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、次の選定基準に基づき、総合的に評価して行うものとする。ただし、参加者が1者だった場合は、プレゼンテーションを省略し、書面のみの審査とすることがある。

ア 事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 事業の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められるものであること。なお、評価基準（評価のポイント、配点）は、別紙1のとおり。

### (2) プロポーザル審査会

ア 日時

令和7年12月25日（木）

イ 場所

ジョブカフェ愛 work セミナールーム（松山市湊町4丁目8-13）

ウ 実施方法

・プレゼンテーションは説明15分、質疑応答20分程度を予定している。

・その他、詳細等は別途参加者に通知する。

なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込みの受付順とする。

・プレゼンテーションの出席者は3名までとする。

・業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

### (3) 注意事項

ア 説明は提出期限までに提出した企画提案書により行うこと。

イ 審査に当たっては、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがある。

（ア）期間：プロポーザル審査会の前日まで

（イ）方法：参加申請書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。

ウ 指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。

エ 審査会は非公開とする。

### (4) 契約候補者の選定

審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1位を契約候補者として選定する。

### (5) 審査結果の通知

審査結果は、審査対象となった応募者全員に書面で通知する。

ただし、採点結果等は通知しない。

なお、審査結果に係る質問や異議申し立ては受け付けない。

## 9. 契約の方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行った上で、最優秀提案者から見積りを改めて徴取し、一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結する。  
その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかつた場合は、その選定を取り消すとともに、選定審査会において次点となつた者と契約内容についての協議等を行つた上で、契約を締結するものとする。
- (3) 契約書については、次の各号に従い作成する。
  - ア 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
  - イ 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 事業開始後は、契約書、仕様書に基づき報告書等の提出が必要となる。

## 10. その他

- (1) 提案参加に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 所定の期日及び場所に必要書類の提出がなかった場合は、無効となる。
- (3) 提出された書類は、選定作業のために必要最小限の範囲で複写することができる。
- (4) 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、発注者が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。
- (5) 受託者（受託者の社員を含む。）が本委託業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本委託業務終了後においても同様とする。

## 11. 企画提案公募（プロポーザル）スケジュール

内容	日付	提出様式	提出方法
企画提案募集開始	令和7年11月28日（金）		
説明会（任意参加）	令和7年12月5日（金） 16時～17時		電子メール
参加申込書提出期限	令和7年12月12日（金） 17時（必着）	様式1、2、3 他	電子メール
質問書提出期限	令和7年12月17日（水） 17時（必着）	様式5	電子メール
企画提案書類提出期限	令和7年12月23日（火） 17時（必着）	様式6 他	持参又は 郵送
辞退届提出期限	令和7年12月24日（水） 17時（必着）	様式4	電子メール
審査会	令和7年12月25日（木） ★予定		
審査結果通知	令和7年12月26日（金） ★予定		
成果物納入期限	令和8年2月13日（金）		

## 12. 問い合わせ先・提出先

一般社団法人えひめ若年人材育成推進機構

〒790-0012 松山市湊町4丁目8-13

電話：089-913-8686、FAX：089-913-8685 担当：井上、辻本、寺尾

メールアドレス：[m-inoue@ai-work.jp](mailto:m-inoue@ai-work.jp)

CC.に「[e-tsujimoto@ai-work.jp](mailto:e-tsujimoto@ai-work.jp)」と

「[m-terao@ai-work.jp](mailto:m-terao@ai-work.jp)」を含めること